

○上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和60年3月25日規則第4号

上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例（昭和60年上富良野町条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請書)

第2条 条例第5条第1項に規定する許可を受けようとする者は、使用の5日前までにコミュニティ広場使用許可申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この期限によらないことができる。

2 条例第5条第2項に規定する変更の許可を受けようとする者は、速やかにコミュニティ広場使用変更許可申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(許可書)

第3条 町長は、前条の規定により使用の許可又は変更の許可をしたときは、コミュニティ広場使用（変更）許可書（第3号様式）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティ広場使用料減免申請書（第4号様式）を町長に提出してその承認を受けなければならない。

(特別の設備)

第5条 条例第11条に規定する特別の設備を設置しようとする使用者は、図面を付した特別設備設置願（第5号様式）を許可申請書に添付して町長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式